

策定 2018(平成30)年2月
改定 2019(令和元)年5月
改定 2021(令和3)年11月
改定 2022(令和4)年9月
改定 2023(令和5)年10月
改定 2024(令和6)年5月
改定 2026(令和8)年3月

**適正な中小受託取引の推進と
取引先の生産性・付加価値向上を支援するための
自主行動計画**

一般社団法人日本工作機械工業会

～基本的な考え～

●取引適正化に関する、従前の日工会の取り組み(遵守の意識)

一般社団法人日本工作機械工業会(以下、「日工会」)は、経済産業省が策定した「産業機械・航空機等における受託適正取引等の推進のためのガイドライン」(以下、「受託適正取引ガイドライン」)に従って、会員企業が中小受託事業者との間で適正な取引を行うよう、日頃から注意喚起するとともに、疑義が生じる恐れのある行為等について、会員企業が出席する会合等で例示し、情報共有に努めている。

●取引適正化に関する、最近の政府の動き

こうした中で、中小企業庁が2016年3月に調査結果を公表した、中小企業全般を対象とする「下請取引価格の実態調査」では、「価格決定」、「型の管理・費用負担」、「支払条件」等について違法な事例や慣行が指摘された。

当調査結果を受けて、経済産業省は2016年9月に、a)業種横断的な取引ルールの明確化と厳格な運用、及びb)受託適正取引適正化に向けた業種毎の『自主行動計画』策定等を促進するための政策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表し、同年12月には望ましい取引慣行等を示した中小企業振興法「振興基準」(経済産業省告示)を改正した。更に、公正取引委員会が同年同月に「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(事務総長通達)を改正し、違反行為事例を大幅に追記した。また、2021年3月には、知的財産取引に関するガイドラインに基づく取引の実施、手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善、委託事業者に対する協議を中小受託事業者から申し出しやすい環境の整備、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドラインを踏まえた適切な取引等に関する「振興基準」が改正されるとともに、約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会が報告書をまとめ、(紙媒体の)約束手形の利用廃止等について勧告した。

2022年7月には、少なくとも年1回の価格協議の実施、コスト増の価格への反映に向けた遅滞のない協議、原則として物品受領日から60日以内の対価支払、現金払い又は電子記録債権への切り替えの奨励、パートナーシップ構築宣言の奨励等を促す旨「振興基準」と「下請取引ガイドライン」の改正を行った。同11月には内閣府と公正取引委員会が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表、これに基づき2024年3月に「振興基準」及び「下請取引ガイドライン」の改正が行われた他、同2月には公正取引委員会が「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準」を改正した。

更に2025年には、運送委託の対象取引の追加、従業員基準の規模要件の追加、手形払いの禁止、協議に応じない一方的な代金決定の禁止、面的執行の強化、「下請」等の用語の見直しを主旨とした改正が進み、下請法そのものの名称も通称「中小受託取引適正化法」(以下「取適法」)に改められて、2026年1月1日に施行された。

●サプライチェーン強化に向けた政府の動き

他方、熾烈さを増す国際競争下において、我が国全体としてサプライチェーンの強化を図る観点から、部品サプライヤーの大宗を占める中小企業について、収益構造改善を通じた経営基盤の強化、研究開発促進による競争力の強化が課題視されており、上述の①経済産業省「未来志向型の取引慣行に向けて」においても、取引適正化とともに「サプライチェーン全体での付加価値向上」が標榜されるとともに、国内及び海外でのサプライチェーンの強化・多極化を促す政策が措置された。

●自主行動計画の策定・改定、その他内部啓発の取り組み

以上の経緯から、日工会では、2018年に工作機械産業独自の行動規範『適正な下請取引の推進と取引先の生産性・付加価値向上を支援するための自主行動計画』（以下、「自主行動計画」）を策定し、その後も政府の関連基準やガイドラインの改定に合わせて、当業界の業界特性を踏まえながら、当自主行動計画を都度改定している。同自主行動計画では、「受託適正取引ガイドライン」が示す調達5原則（当頁下部囲み書き）の遵守を改めて表明するとともに、Ⅰ～Ⅱ章にて、各取引の望ましい在り方を示す。中でも、「未来志向型の取引慣行に向けて」にて重要課題と位置付けられた3つの事項については、その重要性に鑑み、Ⅰ章に特記する。

Ⅲ章では、大局的・長期的視点から取引先に配慮し、これを支援する姿勢を表す。Ⅳ章では、業界内及び会員社内での、適正な受託取引に関する知識を有する人材育成に向けた教育活動の取り組みを示す。Ⅴ章では、Ⅳ章で扱う教育以外で、普及啓発に役立つ社内制度、事例収集等について触れる。最後にⅥ章では、これら一連の取り組みを持続的なものとするため、PDCAサイクルの確立を目指す。

業界各社は当自主行動計画の内容、趣旨を理解し、自社の取引関係において、誠意をもってその普及・定着を図る。また、業界全体として、当自主行動計画の遵守状況を定期的にフォローアップ調査する他、個別項目に関する随時のアンケート調査、ヒアリング調査、市場調査委員会等での事例交換等を実施して、課題の抽出、好事例の共有等を図る。

経済産業省「産業機械・航空機等における受託適正取引等の推進のためのガイドライン」での5つの柱

1. 適正な価格決定
2. 書面の交付と契約明確化
3. 支払遅延の防止
4. 型管理の適正化
5. 不当な返品、やり直しの禁止

I. 重点課題に対する取り組み

中小受託取引に関し注意すべき事項が多々ある中で、経済産業省「未来志向型取引に向けて」では、①価格決定方式の適正化、②型管理等でのコスト負担の適正化、③支払条件の改善の3点を重点課題と位置付け、本来委託事業者が負担すべき費用等を中小受託事業者に押し付けることがないように、遵守徹底を求めている。以下、重点課題に対する工作機械業界としての取り組み、意識を表す。

1. 価格決定方法の改善・適正化

(1) 理念

工作機械メーカーが企業として、価格競争力や収益性の観点から原価低減を追求し、自身の努力のみならず、取引先にも協力を求めることは当然の姿勢である。

また、工作機械メーカーの多くは中小企業であり、経営体力を維持・強化する上で、一定の利益率を確保することは重要である。

しかしながら、中小受託取引にて対価を決定する場合、取適法の施行に合わせた運用基準の強化、「振興基準」の改正、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(以下「労務費の指針」)等を踏まえつつ、取引数量、納期、品質等の条件や材料費、エネルギー価格の変動、労務費の上昇等を考慮し、定期的な協議以外の時期であっても中小受託事業者の理解を得ながら十分に協議を行うことが重要である。

こうした趣旨を汲み、とりわけ近年において、日本工作機械工業会の会員企業の多くは頻繁に価格協議を行っているが、こうした姿勢の定着に努め、他の会員企業及び非会員の工作機械メーカーが追随するよう促す。

また、パートナーたる中小受託事業者が正当な利益を享受し、経営の安定や競争力強化を図ることが、自社にも多大な効果を及ぼすことを十分認識し、取引先との間で誠実かつ安定的な関係が続くよう留意する。

(2) 実施事項

- ①取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価及び消費税の動向等の合理的要素を基に算出し、中小受託事業者と十分に協議して、双方合意の下に決定する。
- ②労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した場合であって、合理的な理由に基づき中小受託事業者から価格交渉を求められた場合柔軟に応じるものとする。特に外部要因による原材料費やエネルギーコストの高騰に際しては、政府が「振興基準」等にて、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すよう強く促していることを重視し、自社製品を販売する際の全額転嫁との両立を図りつつ、これに沿うよう目指すものとする。

- ③中小受託事業者からの、公表資料で示された以上の労務費上昇率での価格転嫁の要請があった場合などで、実際の同社の賃上げ実態との大きな乖離を避ける目的で、過去数年分の賃上げ率や固定費変動率など実際の労務費上昇を裏付けるデータの提供を求める際は、本来外部非開示の詳細情報の強要や、過度に作成の負担をかける資料の提出を求めないよう留意する。また、データの提供が示されなかった場合でも、明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は取適法上の買ったたきや協議に応じない一方的な代金決定の禁止として問題になるおそれがあることにも留意する。データをもとに価格転嫁の要請があった場合はこれを尊重し、かつ、価格転嫁の対象とする賃上げ水準や遡及期間は当事者間で真摯に協議する。
- ④労務費以外でも、中小受託事業者から、合理的な理由が明らかでない形で、コスト増加分の反映要請があった場合は、当該増加分における内訳の提示を求める。
- ⑤「労務費の指針」に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。
- ⑥原則として、見積書の提示を受け、双方が条件に合意した上で、中小受託事業者の生産が開始されるべきである。見積書の発行依頼をしないままの生産開始指示、生産開始後又は完了後の見積依頼は行わない。
- ⑦原価低減活動の効果を取引価格に反映する場合、当該中小受託事業者の寄与度を踏まえ、十分な協議の上に価格を決定する。
- ⑧中小受託事業者の了解有無に関わらず、取適法第5条第1項及び同2項に列記されている以下の行為を行わない。
- ・ 中小受託事業者に過失がないにも関わらず、受領を拒否する行為
 - ・ 60日以内と定められている支払期日を超える、代金支払の遅延行為
 - ・ 中小受託事業者に過失がない場合で、予め合意していた代金を減額する行為
 - ・ 振込手数料を中小受託事業者に負担させる行為
 - ・ 中小受託事業者に過失がない場合での、発注した物品等の受領後返品する行為
 - ・ 一律一定率の単価引下げ、合理性のない定期的な原価低減要請、代金の据置（円高や景気悪化を理由とした一時的な受託代金の引下げ協力要請）等の買い叩き行為
 - ・ 正当な理由を伴わずに購入・利用を強制する行為
 - ・ 自社の違反行為を当局に通告をした中小受託事業者に対して報復する行為
 - ・ 有償支給する原材料等の対価を、中小受託事業者に支払わせる行為
 - ・ 自己の利益のため、中小受託事業者に対し、金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させる行為
 - ・ 中小受託事業者に過失がないのに、発注取消や発注内容変更、受領後にやり直しや追加作業を行わせる場合で、中小受託事業者が生じた費用を負担しない行為

- ・ 中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わないなど、一方的に受託代金を決定する行為。
- ⑨ 中小受託事業者に対し原価低減要請（原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む）を行うに当たっては、客観的な経済合理性が確保されるよう、十分注意する。
- ⑩ 中小受託事業者が支払条件等について不満や問題を抱えていないか、適宜ヒアリングする等、中小受託事業者が協議を行いやすい環境の整備に努め、少なくとも年1回以上の協議を行う。実際に中小受託事業者から申し出があった場合は可能な限り協議に応じる。
- ⑪ 労務費、原材料費、エネルギー価格などのコスト上昇があった場合には、中小受託事業者の取引先上位企業に対しても、十分に協議した上で取引対価を決定するよう促す。また、コストの上昇が公に認められるにも関わらず、「同業他社からは値上げ要請がない」などと、取引の力関係を背景に、値上げの受諾を検討することなく拒絶しない。
- ⑫ 取引対価の決定の際、取引対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価等、「知的財産取引に関するガイドライン」の内容を尊重する。特に、中小受託事業者の秘密情報が外部に漏洩し、損失を与えないよう注意する。
- ⑬ 発注する際は、給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法等の発注内容を、書面又は電子メール等の電磁的方法で明示し、口頭発注によるトラブルの未然防止に努める。また、電磁的方法で明示した場合でも、中小受託事業者から書面での交付を求められたときはこれに対応する。また、これら取引に関する記録を書類又は電磁的記録として2年間保存する。
- ⑭ 物流費については、燃料価格の高騰や労務費の上昇などを踏まえ、荷主の立場で適正な運賃水準を反映するよう、運送委託事業者と十分協議して決定する。特に荷役作業も含めて運送を依頼する場合は、着発双方での荷役作業の内容やその範囲を明確にし、その対価を適切に支払うものとする。また、取適法において、物品の運送の再委託に加えて、運送行為の委託（特定運送委託）も規制対象となることも留意する。

2. 型管理等のコスト負担の改善

(1) 理 念

工作機械の躯体及び部品の製造に供する保管管理費用は、取引先において経営上大きな負担となるケースも想定される。工作機械メーカーは、今般の「運用基準」の強化、「振興基準」の改正を踏まえ、保管・返却・破棄等の費用負担や手続方法の適正化を確保する。

(2) 実施事項

「振興基準」を踏まえ、金型・木型等の保管に関する費用負担や期間、補修費用、部品の量産終了から一定期間経過後の扱い、型の返却や廃棄の基準、申請方法等については、中小受託事業者と十分協議して決定する。

特に、部品の量産終了から一定期間経過しても、当該金型等を用いた部品製造需要がない、或いは具体的な発注時期を示せない場合、中小受託事業者から金型等の廃棄や引き取り要請の有無に関わらず引き続き保管を要請する場合、中小受託事業者に無償で保管させず、その必要経費を負担する。

3. 支払条件の改善

(1) 理念

高機能な資本財である工作機械は、部品・部材や役務等の対価も高額な場合があり、中小受託事業者としては、価格水準のみならず、支払方法によっても経理面で大きな影響を受ける可能性がある。今般の「運用基準」、「振興基準」や受託代金の支払手段に関する通達等を踏まえ、中小受託事業者の資金繰りや利便性、その他固有事情等に十分配慮して対価を設定するとともに、製品や役務等の受領日から60日以内に中小受託事業者が対価を全て受領できるように支払う。

(2) 留意すべき事項

①双方向的視点に基づく取引改善

工作機械業界は、発注側として支払条件の改善に絶えず努める一方で、ユーザ等取引先が工作機械メーカーにとって発注側にあたる場合に、同様に支払改善に積極的な行動をとっているか、即ち、発注側としての意識や言動に、取適法を順守する姿勢や行動が伴っているか注意し、乖離が甚だしい場合は政府を通じて働きかける。

②商取引の実情、構造的な原因の把握

下記(3)の取り組みは、工作機械メーカーから見てキャッシュフローの上流にあたる、ユーザ・商社等から工作機械メーカーに対する支払の改善と一体的に進められるべきものであり、その改善が進まなければ、工作機械メーカーが大きな経営上のリスクに晒される危険があることを、工作機械メーカーは支払元に、また工業会は政府や関係団体等に対し、それぞれ強力に働きかけていく。

(3) 実施事項

①取適法の施行により、手形による決済が禁止となったことを十分認識する。

- ②製品や役務等の受領日から60日以内の、中小受託事業者等取引先と予め取り決めた支払期日(以下「支払期日」)までに、取引先が対価を全て受領できるよう対価を支払う。
- ③決済手段として、電子記録債権やファクタリングを利用する場合でも、中小受託事業者等取引先が支払期日に対価を現金受領できるよう支払う。
- ④やむなく支払期日までに、中小受託事業者等取引先に対し代金を支払えない場合は、物品等受領日から起算して実際に支払がなされるまでの間に、その日数に応じて発生する遅延利息(14.6%)の支払義務を順守する。また、発注時に決定した代金の額を、取引先に過失がない場合で引き下げの場合は、起算日から実際に減じた額の支払日までの期間、減じた額に対する遅延利息の支払義務を順守する。

II. 「受託適正取引ガイドライン」の遵守

1. 理 念

経済産業省が策定した「受託適正取引ガイドライン」は、日工会及び工作機械メーカーが、適正な下請取引を行う上での基本指針となっている。工作機械メーカーは、同「受託適正取引ガイドライン」の第3章「受託取引調査等に基づく産業機械・航空機等の産業における取引上の問題点」に掲げられた、踏まえるべき行為類型等をよく認識し、自社及び関連企業の商取引がこれに該当又は疑念視されないよう努める。

2. 工作機械メーカーは、中小受託事業者と取引を行うに際し、以下の点に十分注意する。

- (1) 発注内容を明確化し、書面又は電磁的媒体で交付する。
- (2) 所謂「買い叩き行為」等、合理的理由を伴わない、一方的な価格低減の強要を行わない。また、原材料やエネルギー価格の高騰による増加コストを取引対価に反映するよう協議を行う。
- (3) 量産期間が終了した補給品を発注する場合、現在基準でのコストを適切に反映した価格となるよう、中小受託事業者と十分協議した上で発注する。
- (4) 発注時に決定した受託代金を、中小受託事業者の責に帰すべき理由が無いにもかかわらず、発注後に一方的に減額しない。
- (5) トラック運送業界における価格転嫁率が低い点に留意し、適正な運賃水準で発注するよう配慮する。
- (6) 取適法の施行により、従前の運送事業者間の再委託だけでなく、発荷主が運送事業者へ物品等の輸送を委託する取引も、同法の新たな規制対象となった事を認識する。

- (7) 製品や役務等の受領日から60日以内の、予め取り決めた支払期日(以下「支払記述」)までに、中小受託事業者が全て受領できるよう対価を支払う。また、決済手段として、電子記録債権やファクタリングを利用する場合でも支払期日に対価を全て受領できるよう支払う。なお、中小受託事業者より一括払いの要望があった場合は、自己の財務状況にも照らしつつ、妥当な要求であれば真摯に検討する。
- (8) 振込手数料等のコストについては、双方合意の有無に関わらず、委託事業者(発注者)が負担する。
- (9) 中小受託事業者の責に帰する理由がない場合、発注した製品の納品時に受領を拒まない。
- (10) 中小受託事業者に対し、部品の量産終了から一定期間経過しても当該金型等を用いた部品製造需要がない、或いは具体的な発注時期を示すことができない型を無償で保管させない。また、諸事情によりやむを得ず型の保管を依頼する場合は、保管費用の負担、保管義務期間、型の返却、破棄の基準、申請方法等について、取引先と予め十分に協議し、適切な対価を支払う。
- (11) 中小受託事業者に対し、部品や型の製造委託を行った際に、発注書面上の給付内容に型の図面や製造ノウハウが含まれていないにもかかわらず、型の納入に併せて当該図面を無償で納品するように要請しない。
- (12) 発注に際しては、委託先の「働き方改革」に関する取り組みや労働環境に十分配慮し、可能な限り、生産に必要なリードタイムを十分に考慮した上で発注を行う。また、発注者側の事情に起因して、やむをえず短納期発注又は急な仕様変更を行う場合は、適正にコストを負担する。
- (13) 消費税増税に伴う税率引き上げに際し、中小受託事業者に対し、その増額分を負担させない。

Ⅲ. 中小受託事業者との協調・連携体制の構築

1. 理念

工作機械の性能や価格競争力は、機械本体のみならず、部品、部材の品質や、委託先の役務等に拠るところも大きい。いわば、優れた工作機械は本体メーカーと委託取引先間の協働成果であり、工作機械メーカーは、取引先との信頼に基づく互恵的、相互発展的な関係が、工作機械メーカーの長期かつ安定的な競争力に繋がることを自覚する。サプライチェーン全体の共存共栄や相互の信頼関係を深めるために、工作機械メーカーは取引先との率直かつ融和的なコミュニケーションの増進、各種支援体制の整備等、密な協調、連携が求められる。

また、取引先に対しては、同様の取り組みをその先の取引先以降にも展開するよう働きかけることも重要である。

2. 望ましい対応

- (1) 工作機械メーカは、公正・公平な調達活動の実施及び取引先との信頼に基づく共存・共栄を目指す旨、取引先に対し、調達の基本方針を明らかにする。
- (2) 既存の取引関係に拘らず、外部からの有望な新規取引に関する提案を門前払いしないよう社内意識を高めるとともに、必要に応じて提案先を支援する。
- (3) 十分な品質、供給体制を持つ取引先に対しては、単一工程のみならず、前後工程を含めての発注が可能か検討する。また、原価低減について取引先と協議し、相互に提案できる良好な関係を築く。
- (4) 長期に亘る取引が見込まれる、又は、機密保持について十分な信頼関係を構築した取引先に対しては、その経営基盤の安定化に資するよう、自社の生産計画等の情報を可能な範囲で取引先に開示し、共有を図る。
- (5) 大規模災害の発生がサプライチェーンに大きな影響を及ぼす事態を想定し、BCP(事業継続計画)やBCM(事業継続マネジメント)を策定し、非常時に円滑に対応できるよう備える。また、取引先にも整備を促し、連携して効果的に運用できるよう図る。災害により経済的損失が生じた場合は、負担を取引先に一方的に押し付けまいよう留意する。また、被災した取引先に対しては、取引継続が可能か調査し、被災状況に配慮した対応に努める。
- (6) 事業承継や品質向上・改善等、取引先が抱える経営上の悩みや課題について、極力相談に応じ、対処策を共に検討する等、可能な範囲で助言・支援を行う。
- (7) 適正な取引が維持されているか監視し、外部からの通報を排除しないよう必要な社内体制を整える。また、通報者が特定されないよう、匿名には十分に配慮する。
- (8) 原則として、会員企業は「パートナーシップ構築宣言」を行う等の方法により、取引適正化の推進について積極的な姿勢を示す。

IV. 教育・人材育成の推進

1. 理 念

中小受託取引等の適正化については、近年の政府による継続的な取り組み強化の動きと、業界団体・企業側での遵守に向けた対応等から、その意義と必要性について、全体的に理解が進んでいるが、個人レベルでは、問題認識が十分でない関係者も依然として散見され、そうした一部個人の誤った行動により、所属する業界や企業全体の理解度が厳しく問われることも少なくない。

そのためには、行動規範である自主行動計画の整備もさることながら、外注・購買担当者、コンプライアンス担当者が正しい知識に基づいて行動するための教育を、業界単位、企業単位で定期的実施することで、担当者による対応に差異がない、全体的な理解を深めていく必要がある。

また、教育にあたっては、違反行為を事前予防する観点から、場当たりのではなく、知識習得に必要なカリキュラムを編成し、計画性をもって実施することが望ましい。

2. 実施事項

(1) 工作機械メーカーとしての取り組み

- ①社員等が適正な中小受託取引に関する知識を正しく理解し、取引先との交渉や社内の関連業務が円滑に進むよう、運用基準、振興基準、下請代金の支払手段に関する通達、中小受託取引ガイドライン等の要旨、関連事例等に関して、必要な社内教育を行う。また、社内教育を補完するために、必要に応じて、社外で開催される関連講習会への社員の参加を奨励する。
- ②上記の社内講習会・セミナーでの教本や、取引先との交渉や協議の実務を念頭に置いたマニュアル等を準備し、社員に配布する。また、必要に応じその内容を見直す。

(2) 業界団体（日工会）の取り組み

- ①日工会は、メーカーの推進担当者等を対象に、関連法規や事例の最新情報等、社内教育を行う上で有用な知識を伝授するための講習会を定期的を開催する。
- ②日工会は、上記（1）に記した会員の取り組みを支援するため、カリキュラムの作成、講師の推薦等必要な支援を行う。
- ③所謂「取引Gメン」等、遵守状況を調査する政府側担当者におかれても、同一企業に発注側・受注側双方の側面がある旨をご理解頂き、双方の視点をもって、より公正な調査が行われるよう、政府に働きかける。

V. 普及啓発活動の推進

1. 理念

中小受託取引適正化の推進に関しては、第Ⅲ章(取引先との協調・連絡体制の構築)、第Ⅳ章(教育・人材育成の推進)、及び第Ⅵ章(定期的なフォローアップ、PDCAの実行)に加え、社内制度の充実、知識共有のための工夫等により、広く普及啓発に努めることも重要である。

2. 実施事項

(1) 工作機械メーカーの取り組み

- ①外注・購買担当者の中小受託取引の適正化に関する遵守・達成状況を定期的に点検し、課題がある場合は改善を講じる。

②委託先と協働で実施している、付加価値向上に向けた取組事例（ベストプラクティス）を収集し、社内及び取引先と情報共有する。

（２）業界団体（日工会）の取り組み

①経済産業省、他団体等と連携して、各種技術講演会等を実施し、工作機械メーカーの生産性・付加価値の向上に取り組む。

②自治体、商工会議所等が主催する関連セミナー等に協力する。

VI. 定期的なフォローアップ、PDCAの実行

1. 理 念

日工会及び工作機械メーカー各社は、自主行動計画やガイドラインに掲げた、適正取引推進の精神や行動規範が着実に定着するよう努める。その一環として、中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、自主行動計画の遵守状況を定期的に調査・評価するPDCAサイクルを確立して、更なる改善、推進を図る。

2. 実施事項

（１）日工会は経済産業省と連携し、会員会社を対象に、自主行動計画に掲げた精神が浸透し、所定の必要事項が確実に実施されているか、定期的にフォローアップ調査を行い、結果を会員に還元して、必要に応じ改善を促す。

（２）上記フォローアップ調査の結果等により、業界として抜本的な対処が必要と認められる場合は、自主行動計画に追記するとともに、上記IV章に記した、日工会及び会員会社が開催する関連講習会・セミナー等での説明内容に反映する。

以 上